

危機管理委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフ水泳協会（以下、「本協会」という）危機管理規程第29条の規定に基づき、危機管理委員会（以下、「本委員会」という）を設置して、本協会全体として危機管理を推進し、必要な情報の共有化を図るために、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 本委員会は、理事会の下に置き、競技力向上事業における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。

2 本協会に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し対策を策定する。

第2章 構成及び組織

(構成)

第3条 本委員会は、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 5名以内

(委員長)

第4条 委員長は、理事長がこれにあたり、委員会を統括する。

(委員)

第5条 各委員は、委員会に参画し、所属する会員への情報伝達及び問題解決に当たる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長並びに委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、委員長と理事で決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は2021年5月5日制定、2021年5月5日より施行する。

この規程は2022年4月10日より、一部改訂施行する。